個人情報ファイルの名称	片丘公民館役員名簿	
行 政 機 関 等 の 名 称	教育委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務を つかさどる組織の名称	片丘公民館	
個人情報ファイルの利用目的	片丘公民館事業の円滑な運営を図るため	
記 録 項 目	住所、氏名、電話番号、地区名	
記 録 範 囲	公民館役員	
記録情報の収集方法	本人からの提出書類	
要配慮個人情報の有無	□ 有 ■ 無	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所	課所名 教育委員会	
一円が請求寺を支達する組織の名称及の別 在地	所在地 塩尻市大門七番町3番3号	
	根拠法令	
訂正及び利用停止に関する他の法律又は これに基づく命令の規定による特別の手 続等	内容	
□ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) ■ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)		
(電算処理ファイルである場合)		
政令第21号第7号に該当するファイル □ 有□ 無		
個人情報によって識別される特定の個人(本人)の数 □ 1,000人以上 1,000人未満		
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	□該当 ☑非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	-	
備考	-	

個人情報ファイルの名称	片丘地区子ども会育成会役員名簿
行 政 機 関 等 の 名 称	教育委員会
個人情報ファイルが利用に供される事務を つかさどる組織の名称	片丘公民館
個人情報ファイルの利用目的	子ども育成会事業の円滑な運営を図るため
記録項目	住所、氏名、電話番号、地区名
記 録 範 囲	子ども育成会役員
記録情報の収集方法	本人からの提出書類
要配慮個人情報の有無	□ 有 □ 無
記録情報の経常的提供先	
明二珪北位大巫四十7卯@の夕秋五八元	課所名 教育委員会
開示請求等を受理する組織の名称及び所 在地	所在地
	根拠法令
訂正及び利用停止に関する他の法律又は これに基づく命令の規定による特別の手 続等	内容
個人情報ファイルの種別	□ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) ■法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
(電算処理ファイルである場合)	
政令第21号第7号に該当するファイ	一 有 □ 無
個人情報によって識別される特定の個人(ス	本人)の数 □ 1,000人以上 ■ 1,000人未満
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	□該当 ☑非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	-
行政機関等匿名加工情報の概要	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	-
備考	-

個人情報ファイルの名称	広丘公民館管理運営事務
行政機関等の名称	教育委員会
個人情報ファイルが利用に供される事務を つかさどる組織の名称	広丘支所
個人情報ファイルの利用目的	広丘公民館事業の円滑な運営を図るため
記録項目	1氏名、2住所・電話番号
記 録 範 囲	分館長、分館主事、専門部役員
記録情報の収集方法	本人、または分館長からの提出書類
要配慮個人情報の有無	□ 有 ☑ 無
記録情報の経常的提供先	
開示請求等を受理する組織の名称及び所	課所名 教育委員会
在地	所在地 塩尻市大門七番町3番3号
	根拠法令
訂正及び利用停止に関する他の法律又は これに基づく命令の規定による特別の手 続等	内容
個人情報ファイルの種別	□ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) ☑ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
(電算処理ファイルである場合)	
政令第21号第7号に該当するファイ	一 有 □ 無
個人情報によって識別される特定の個人(ス	本人)の数 □ 1,000人以上 ☑ 1,000人未満
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	□該当 ☑非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	-
行政機関等匿名加工情報の概要	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	-
備考	-

個人情報ファイルの名称	広丘公民館運営審議会事務	
行 政 機 関 等 の 名 称	教育委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	広丘公民館	
個人情報ファイルの利用目的	広丘公民館運営審議会	
記 録 項 目	1氏名、2住所・電話番号	
記 録 範 囲	広丘公民館運営審議会委員	
記録情報の収集方法	本人からの提出書類	
要配慮個人情報の有無	□ 有 ☑ 無	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所	課所名 教育委員会	
在地	所在地 塩尻市大門七番町3番3号	
	根拠法令	
訂正及び利用停止に関する他の法律又は これに基づく命令の規定による特別の手 続等	内容	
個人情報ファイルの種別	□ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) ☑ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
(電算処理ファイルである場合)		
	一 有	
個人情報によって識別される特定の個人(ス	本人)の数 □ 1,000人以上 ☑ 1,000人末満	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	□該当 ☑非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	-	
備考	-	

個人情報ファイルの名称	広丘公民館団体登録事務	
行 政 機 関 等 の 名 称	教育委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務を つかさどる組織の名称	広丘公民館	
個人情報ファイルの利用目的	広丘公民館貸館事務の円滑な運営を図るため	
記 録 項 目	1氏名、2住所・電話番号	
記 録 範 囲	広丘地区文化サークル	
記録情報の収集方法	本人からの提出書類	
要配慮個人情報の有無	□ 有 ☑ 無	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所	課所名 教育委員会	
在地	所在地 塩尻市大門七番町3番3号	
	根拠法令	
訂正及び利用停止に関する他の法律又は これに基づく命令の規定による特別の手 続等	内容	
個人情報ファイルの種別	□ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) ☑ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
(電算処理ファイルである場合)		
政令第21号第7号に該当するファイル □ 有□ 無		
個人情報によって識別される特定の個人(本人)の数 □ 1,000人以上 ☑ 1,000人以上 ☑ 1,000人未満		
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	□該当 ☑非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	-	
備考	-	

個人情報ファイルの名称	広丘地区子ども会育成連絡協議会	
行 政 機 関 等 の 名 称	教育委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務を つかさどる組織の名称	広丘公民館	
個人情報ファイルの利用目的	広丘地区子ども会育成連絡協議会事業の円滑 な運営を図るため	
記録項目	1氏名、2住所・電話番号	
記 録 範 囲	広丘地区子ども会育成連絡協議会理事	
記録情報の収集方法	本人からの提出書類	
要配慮個人情報の有無	□ 有 ☑ 無	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所	課所名 教育委員会	
在地	所在地 塩尻市大門七番町3番3号	
	根拠法令	
訂正及び利用停止に関する他の法律又は これに基づく命令の規定による特別の手 続等	内容	
個人情報ファイルの種別	□ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) ☑法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
(電算処理ファイルである場合)		
政令第21号第7号に該当するファイル □ 有 □ 無		
個人情報によって識別される特定の個人(本人)の数 □ 1,000人以上 ☑ 1,000人以上 ☑ 1,000人未満		
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	□該当 ☑非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	-	
備考	-	

個人情報ファイルの名称	宗賀公民館役員名簿	
行 政 機 関 等 の 名 称	教育委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	宗賀公民館	
個人情報ファイルの利用目的	宗賀公民館事業の円滑な運営を図るため	
記 録 項 目	住所、氏名、電話番号、地区名	
記 録 範 囲	公民館役員	
記録情報の収集方法	本人からの提出書類	
要配慮個人情報の有無	□ 有 ■ 無	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所	課所名 教育委員会	
一	所在地 塩尻市大門七番町3番3号	
	根拠法令	
訂正及び利用停止に関する他の法律又は これに基づく命令の規定による特別の手 続等	内容	
□ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) ■ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル		
(電算処理ファイルである場合)		
政令第21号第7号に該当するファイル □ 有 □ 無		
個人情報によって識別される特定の個人(本人)の数 □ 1,000人以上 1,000人 1,000人未満		
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	□該当 ☑非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	-	
備考	-	

個人情報ファイルの名称	宗賀地区子ども会育成連絡協議会役員名簿
行 政 機 関 等 の 名 称	教育委員会
個人情報ファイルが利用に供される事務を つかさどる組織の名称	宗賀公民館
個人情報ファイルの利用目的	子ども育成会事業の円滑な運営を図るため
記録項目	住所、氏名、電話番号、地区名
記 録 範 囲	子ども育成会役員
記録情報の収集方法	本人からの提出書類
要配慮個人情報の有無	□ 有 ■ 無
記録情報の経常的提供先	
明二珪北位大巫四十フ如体の夕秋五が正	課所名 教育委員会
開示請求等を受理する組織の名称及び所 在地	所在地 塩尻市大門七番町3番3号
	根拠法令
訂正及び利用停止に関する他の法律又は これに基づく命令の規定による特別の手 続等	内容
個人情報ファイルの種別	□ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) ■法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
(電算処理ファイルである場合)	
政令第21号第7号に該当するファイル □ 有 □ 無	
個人情報によって識別される特定の個人(ス	本人)の数 □ 1,000人以上 ■ 1,000人未満
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	-
行政機関等匿名加工情報の概要	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	-
備考	-

個人情報ファイルの名称	北小野公民館管理運営事務	
行 政 機 関 等 の 名 称	教育委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務を つかさどる組織の名称	北小野公民館	
個人情報ファイルの利用目的	北小野公民館事業の円滑な運営を図るため	
記録項目	1氏名、2住所・電話番号	
記 録 範 囲	分館長、分館主事、文化教養部長	
記録情報の収集方法	分館長又は本人からの提出書類	
要配慮個人情報の有無	□ 有 ☑ 無	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所	課所名 教育委員会	
在地	所在地 塩尻市大門七番町3番3号	
	根拠法令	
訂正及び利用停止に関する他の法律又は これに基づく命令の規定による特別の手 続等	内容	
個人情報ファイルの種別	□ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) ☑ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
(電算処理ファイルである場合)		
政令第21号第7号に該当するファイ	□ 有□ 無	
個人情報によって識別される特定の個人(ス	□ 1,000人以上 ☑ 1,000人未満	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	□該当 ☑非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	-	
備考	-	

個人情報ファイルの名称	北小野公民館運営審議会事務	
行 政 機 関 等 の 名 称	教育委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務を つかさどる組織の名称	北小野公民館	
個人情報ファイルの利用目的	北小野公民館運営審議会事務の円滑な運営を図るため	
記 録 項 目	1氏名、2住所・電話番号	
記 録 範 囲	北小野公民館運営審議会委員	
記録情報の収集方法	本人からの提出書類	
要配慮個人情報の有無	□ 有 ☑ 無	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所	課所名 教育委員会	
在地	所在地 塩尻市大門七番町3番3号	
	根拠法令	
訂正及び利用停止に関する他の法律又は これに基づく命令の規定による特別の手 続等	内容	
個人情報ファイルの種別	□ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) ☑ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
(電算処理ファイルである場合)		
□ 有		
個人情報によって識別される特定の個人(本人)の数 □ 1,000人以上 ☑ 1,000人以上 ☑ 1,000人未満		
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨 ▽ 非該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	-	
備考	-	

個人情報ファイルの名称	北小野公民	館団体登録事務
行政機関等の名称	教育委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務を つ か さ ど る 組 織 の 名 称	北小野公民	館
個人情報ファイルの利用目的	北小野公民 め	館貸館事務の円滑な運営を図るた
記録項目	1氏名、2住	所・電話番号
記 録 範 囲	地区内文化	団体等の代表者
記録情報の収集方法	本人からの	提出書類
要配慮個人情報の有無	□有	☑ 無
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所	課所名	教育委員会
在地	所在地	塩尻市大門七番町3番3号
	根拠法令	
訂正及び利用停止に関する他の法律又は これに基づく命令の規定による特別の手 続等	内容	
個人情報ファイルの種別		□ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) ☑ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
(電算処理ファイルである場合)		
政令第21号第7号に該当するファイ	ル	□ 有□ 無
個人情報によって識別される特定の個人(ス	本人)の数	□ 1,000人以上 ☑ 1,000人未満
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	□該当 ☑非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	-	
備考	-	

個人情報ファイルの名称	洗馬公民館管理運営事務
行政機関等の名称	教育委員会
個人情報ファイルが利用に供される事務を つかさどる組織の名称	洗馬公民館
個人情報ファイルの利用目的	洗馬公民館事業の円滑な運営を図るため
記録項目	1氏名、2住所・電話番号
記 録 範 囲	分館長、分館主事、各区女性部長
記録情報の収集方法	本人からの提出書類
要配慮個人情報の有無	□ 有 ☑ 無
記録情報の経常的提供先	
開示請求等を受理する組織の名称及び所	課所名 教育委員会
在地	所在地 塩尻市大門七番町3番3号
	根拠法令
訂正及び利用停止に関する他の法律又は これに基づく命令の規定による特別の手 続等	内容
個人情報ファイルの種別	□ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) ☑ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
(電算処理ファイルである場合)	
政令第21号第7号に該当するファイ	□ 有□ 無
個人情報によって識別される特定の個人(2	□ 1,000人以上 ☑ 1,000人未満
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	□該当 ☑非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	-
行政機関等匿名加工情報の概要	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	-
備考	-

個人情報ファイルの名称	洗馬公民館運営審議会事務
行 政 機 関 等 の 名 称	教育委員会
個人情報ファイルが利用に供される事務を つかさどる組織の名称	洗馬公民館
個人情報ファイルの利用目的	洗馬公民館運営審議会事務の円滑な運営を図 るため
記録項目	1氏名、2住所・電話番号
記 録 範 囲	洗馬公民館運営審議会委員
記録情報の収集方法	本人からの提出書類
要配慮個人情報の有無	□ 有 ☑ 無
記録情報の経常的提供先	
明二珪北笠なみ四中スの郊の夕新五が正	課所名 教育委員会
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	所在地 塩尻市大門七番町3番3号
	根拠法令
訂正及び利用停止に関する他の法律又は これに基づく命令の規定による特別の手 続等	内容
個人情報ファイルの種別	□ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) ☑ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
(電算処理ファイルである場合)	
政令第21号第7号に該当するファイ	□ 有□ 無
個人情報によって識別される特定の個人(ス	□ 1,000人以上 ☑ 1,000人未満
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	□該当 ☑非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	-
行政機関等匿名加工情報の概要	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	-
備考	-

個人情報ファイルの名称	洗馬公民館団体登録事務
行 政 機 関 等 の 名 称	教育委員会
個人情報ファイルが利用に供される事務を つかさどる組織の名称	洗馬公民館
個人情報ファイルの利用目的	洗馬公民館貸館事務の円滑な運営を図るため
記録項目	1氏名、2住所・電話番号
記 録 範 囲	地区内文化団体・農産物加工団体・体育団体 等の代表者
記録情報の収集方法	本人からの提出書類
要配慮個人情報の有無	□ 有 ☑ 無
記録情報の経常的提供先	
開示請求等を受理する組織の名称及び所	課所名 教育委員会
在地	所在地 塩尻市大門七番町3番3号
	根拠法令
訂正及び利用停止に関する他の法律又は これに基づく命令の規定による特別の手 続等	内容
個人情報ファイルの種別	□ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) ☑ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
(電算処理ファイルである場合)	,
政令第21号第7号に該当するファイ	□ 有□ 無
個人情報によって識別される特定の個人(ス	□ 1,000人以上 ☑ 1,000人未満
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	□該当 ☑非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	-
行政機関等匿名加工情報の概要	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	-
備考	

個人情報ファイルの名称	塩尻東公民館役員名簿
行 政 機 関 等 の 名 称	教育委員会
個人情報ファイルが利用に供される事務を つかさどる組織の名称	塩尻東公民館
個人情報ファイルの利用目的	塩尻東公民館事業の円滑な運営を図るため
記 録 項 目	住所、氏名、電話番号、地区名
記 録 範 囲	公民館役員
記録情報の収集方法	本人からの提出書類
要配慮個人情報の有無	□ 有 ☑ 無
記録情報の経常的提供先	
開示請求等を受理する組織の名称及び所	課所名 教育委員会
在地	所在地 塩尻市大門七番町3番3号
	根拠法令
訂正及び利用停止に関する他の法律又は これに基づく命令の規定による特別の手 続等	内容
個人情報ファイルの種別	□ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) ☑ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
(電算処理ファイルである場合)	
政令第21号第7号に該当するファイ	一 有 □ 無
個人情報によって識別される特定の個人(ス	本人)の数 □ 1,000人以上 ☑ 1,000人未満
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	□該当 ☑非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	-
行政機関等匿名加工情報の概要	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	-
備考	-

個人情報ファイルの名称	塩尻東公民館団体登録事務
行政機関等の名称	教育委員会
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	塩尻東公民館
個人情報ファイルの利用目的	塩尻東民館貸館事務の円滑な運営を図るため
記録項目	1氏名、2住所・電話番号
記 録 範 囲	塩尻東地区文化サークル
記録情報の収集方法	本人からの提出書類
要配慮個人情報の有無	□ 有 ☑ 無
記録情報の経常的提供先	
明二珪北位大巫四十7卯@の夕秋五八元	課所名 教育委員会
開示請求等を受理する組織の名称及び所 在地	所在地
	根拠法令
訂正及び利用停止に関する他の法律又は これに基づく命令の規定による特別の手 続等	内容
個人情報ファイルの種別	□ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) ☑ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
(電算処理ファイルである場合)	
政令第21号第7号に該当するファイ	一 有 □ 無
個人情報によって識別される特定の個人(ス	本人)の数 □ 1,000人以上 ☑ 1,000人未満
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	□該当 ☑非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	-
行政機関等匿名加工情報の概要	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	-
備考	-

個人情報ファイルの名称	塩尻東公民館運営審議会事務
行政機関等の名称	教育委員会
個人情報ファイルが利用に供される事務を つかさどる組織の名称	塩尻東公民館
個人情報ファイルの利用目的	塩尻東公民館運営審議会
記録項目	1氏名、2住所・電話番号
記 録 範 囲	塩尻東公民館運営審議会委員
記録情報の収集方法	本人からの提出書類
要配慮個人情報の有無	□ 有 ☑ 無
記録情報の経常的提供先	
開示請求等を受理する組織の名称及び所	課所名 教育委員会
在地	所在地 塩尻市大門七番町3番3号
	根拠法令
訂正及び利用停止に関する他の法律又は これに基づく命令の規定による特別の手 続等	内容
個人情報ファイルの種別	□ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) ☑ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
(電算処理ファイルである場合)	
政令第21号第7号に該当するファイ	□ 有□ 無
個人情報によって識別される特定の個人(ス	□ 1,000人以上 ☑ 1,000人未満
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	□該当 ☑非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	-
行政機関等匿名加工情報の概要	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	-
備考	-

個人情報ファイルの名称	塩尻東地区子ども会育成連絡	協議会役員名簿
行 政 機 関 等 の 名 称	教育委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	塩尻東公民館	
個人情報ファイルの利用目的	子ども育成会事業の円滑な運	営を図るため
記 録 項 目	住所、氏名、電話番号、地区名	
記 録 範 囲	子ども育成会役員	
記録情報の収集方法	本人からの提出書類	
要配慮個人情報の有無	□ 有 □ 無	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所	課所名 教育委員会	
在地	所在地 塩尻市大門七番	丁3番3号
	根拠法令	
訂正及び利用停止に関する他の法律又は これに基づく命令の規定による特別の手 続等	内容	
個人情報ファイルの種別	(電算処理: ☑ 法第603	条第2項第1号 ファイル) 条第2項第2号 レ処理ファイル)
(電算処理ファイルである場合)		
政令第21号第7号に該当するファイ	ル 有□ 無	
個人情報によって識別される特定の個人(ス	に人)の数 ロ 1,000 ロ 1,000	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	□該当 Z 非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	-	
備考	-	

個人情報ファイルの名称	吉田公民館管理運営事務
行 政 機 関 等 の 名 称	教育委員会
個人情報ファイルが利用に供される事務を つかさどる組織の名称	吉田支所
個人情報ファイルの利用目的	吉田公民館事業の円滑な運営を図るため
記録項目	1氏名、2住所・電話番号
記 録 範 囲	公民館役員
記録情報の収集方法	本人、または分館長からの提出書類
要配慮個人情報の有無	□ 有 ☑ 無
記録情報の経常的提供先	
開示請求等を受理する組織の名称及び所	課所名 教育委員会
在地	所在地 塩尻市大門七番町3番3号
訂正及び利用停止に関する他の法律又は これに基づく命令の規定による特別の手 続等	内容
個人情報ファイルの種別	□ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) ☑ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
(電算処理ファイルである場合)	•
政令第21号第7号に該当するファイ	ル 有 無
個人情報によって識別される特定の個人(2	□ 1,000人以上 ☑ 1,000人未満
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	□該当 ☑非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	-
行政機関等匿名加工情報の概要	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	-
備考	-

個人情報ファイルの名称	吉田公民館運営審議会事務
行 政 機 関 等 の 名 称	教育委員会
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	吉田公民館
個人情報ファイルの利用目的	吉田公民館運営審議会
記 録 項 目	1氏名、2住所・電話番号
記 録 範 囲	吉田公民館運営審議会委員
記録情報の収集方法	本人からの提出書類
要配慮個人情報の有無	□ 有 ☑ 無
記録情報の経常的提供先	
開示請求等を受理する組織の名称及び所	課所名 教育委員会
在地	所在地 塩尻市大門七番町3番3号
	根拠法令
訂正及び利用停止に関する他の法律又は これに基づく命令の規定による特別の手 続等	内容
個人情報ファイルの種別	□ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) ☑ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
(電算処理ファイルである場合)	
政令第21号第7号に該当するファイ	□ 有□ 無
個人情報によって識別される特定の個人(ス	本人)の数 □ 1,000人以上 ☑ 1,000人未満
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	□該当 ☑非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	-
行政機関等匿名加工情報の概要	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	-
備考	-

個人情報ファイルの名称	吉田公民館団体登録事務
行 政 機 関 等 の 名 称	教育委員会
個人情報ファイルが利用に供される事務を つかさどる組織の名称	吉田公民館
個人情報ファイルの利用目的	吉田公民館貸館事務の円滑な運営を図るため
記 録 項 目	1氏名、2住所・電話番号
記 録 範 囲	吉田地区文化サークル
記録情報の収集方法	本人からの提出書類
要配慮個人情報の有無	□ 有 ☑ 無
記録情報の経常的提供先	
開示請求等を受理する組織の名称及び所	課所名 教育委員会
在地	所在地 塩尻市大門七番町3番3号
	根拠法令
訂正及び利用停止に関する他の法律又は これに基づく命令の規定による特別の手 続等	内容
個人情報ファイルの種別	□ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) ☑ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
(電算処理ファイルである場合)	
政令第21号第7号に該当するファイ	□ 有□ 無
個人情報によって識別される特定の個人(本人)の数 □ 1,000人以上 □ 1,000人以上 □ 1,000人未満	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	□該当 ☑非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	-
行政機関等匿名加工情報の概要	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	-
備考	-

個人情報ファイルの名称	吉田地区子ども会育成連絡協議会
行 政 機 関 等 の 名 称	教育委員会
個人情報ファイルが利用に供される事務を つかさどる組織の名称	吉田公民館
個人情報ファイルの利用目的	吉田地区子ども会育成連絡協議会事業の円滑 な運営を図るため
記 録 項 目	1氏名、2住所・電話番号
記 録 範 囲	吉田地区子ども会育成連絡協議会理事
記録情報の収集方法	本人からの提出書類
要配慮個人情報の有無	□有 無
記録情報の経常的提供先	
開示請求等を受理する組織の名称及び所	課所名 教育委員会
在地	所在地 塩尻市大門七番町3番3号
	根拠法令
訂正及び利用停止に関する他の法律又は これに基づく命令の規定による特別の手 続等	内容
個人情報ファイルの種別	□ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) ☑法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
(電算処理ファイルである場合)	
政令第21号第7号に該当するファイ	□ 有□ 無
個人情報によって識別される特定の個人(ス	本人)の数 □ 1,000人以上 ☑ 1,000人未満
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	□該当 ☑非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	-
行政機関等匿名加工情報の概要	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	-
備考	-

個人情報ファイルの名称	楢川公民館管理運営業務	
行 政 機 関 等 の 名 称	教育委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	楢川支所	
個人情報ファイルの利用目的	楢川公民館事業の円滑な運営を図るため	
記 録 項 目	1氏名、2住所・電話番号	
記 録 範 囲	分館長、主事、分館役員	
記録情報の収集方法	本人、または分館長からの提出書類	
要配慮個人情報の有無	□ 有 ☑ 無	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所	課所名 教育委員会	
在地	所在地 塩尻市大門七番町3番3号	
	根拠法令	
訂正及び利用停止に関する他の法律又は これに基づく命令の規定による特別の手 続等	内容	
個人情報ファイルの種別	□ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) ☑ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
(電算処理ファイルである場合)		
政令第21号第7号に該当するファイル □ 有□ 無		
個人情報によって識別される特定の個人(本人)の数 □ 1,000人以上 ☑ 1,000人以上 ☑ 1,000人未満		
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	□該当 ☑非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	-	
備考	-	

個人情報ファイルの名称	楢川公民館運営審議会事務
行政機関等の名称	教育委員会
個人情報ファイルが利用に供される事務を つかさどる組織の名称	楢川公民館
個人情報ファイルの利用目的	楢川公民館運営審議会
記録項目	1氏名、2住所・電話番号
記 録 範 囲	楢川公民館運営審議会委員
記録情報の収集方法	本人からの提出書類
要配慮個人情報の有無	□ 有 ☑ 無
記録情報の経常的提供先	
開示請求等を受理する組織の名称及び所	課所名 教育委員会
在地	所在地 塩尻市大門七番町3番3号
	根拠法令
訂正及び利用停止に関する他の法律又は これに基づく命令の規定による特別の手 続等	内容
個人情報ファイルの種別	□ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) ☑ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
(電算処理ファイルである場合)	
政令第21号第7号に該当するファイ	□ 有□ 無
個人情報によって識別される特定の個人(ス	本人)の数 □ 1,000人以上 ☑ 1,000人未満
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	□該当 ☑非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	-
行政機関等匿名加工情報の概要	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	-
備考	-

個人情報ファイルの名称	楢川公民館団体登録事務	
行 政 機 関 等 の 名 称	教育委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務を つかさどる組織の名称	楢川公民館	
個人情報ファイルの利用目的	楢川公民館貸付事務の円滑な運営を図るため	
記録項目	1氏名、2住所・電話番号	
記 録 範 囲	楢川地区文化サークル	
記録情報の収集方法	本人からの提出書類	
要配慮個人情報の有無	□ 有 ☑ 無	
記録情報の経常的提供先		
明二建士姓と巫畑十て知嫌の女称五だ正	課所名 教育委員会	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	所在地 塩尻市大門七番町3番3号	
	根拠法令	
訂正及び利用停止に関する他の法律又は これに基づく命令の規定による特別の手 続等	内容	
個人情報ファイルの種別	□ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) ☑ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
(電算処理ファイルである場合)		
政令第21号第7号に該当するファイル □ 有 □ 無		
□ 1,000人以上 個人情報によって識別される特定の個人(本人)の数 □ 1,000人以上 ☑ 1,000人未満		
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	□該当 ☑非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	-	
備考	-	

個人情報ファイルの名称	楢川地区子ども会育成連絡協議会
行 政 機 関 等 の 名 称	教育委員会
個人情報ファイルが利用に供される事務を つかさどる組織の名称	楢川公民館
個人情報ファイルの利用目的	楢川地区子ども会育成連絡協議会事業の円滑 な運営を図るため
記録項目	1氏名、2住所・電話番号
記 録 範 囲	楢川地区子ども会育成連絡協議会理事
記録情報の収集方法	本人からの提出書類
要配慮個人情報の有無	□ 有 ☑ 無
記録情報の経常的提供先	
開示請求等を受理する組織の名称及び所	課所名 教育委員会
在地	所在地 塩尻市大門七番町3番3号
	根拠法令
訂正及び利用停止に関する他の法律又は これに基づく命令の規定による特別の手 続等	内容
個人情報ファイルの種別	□ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) ☑ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
(電算処理ファイルである場合)	
政令第21号第7号に該当するファイル □ 有 □ 無	
個人情報によって識別される特定の個人(本人)の数 □ 1,000人以上 ☑ 1,000人以上 ☑ 1,000人未満	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	□該当 ☑非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	-
行政機関等匿名加工情報の概要	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	-
備考	-

個人情報ファイルの名称	高出公民館役員名簿
行 政 機 関 等 の 名 称	教育委員会
個人情報ファイルが利用に供される事務を つかさどる組織の名称	高出公民館
個人情報ファイルの利用目的	高出公民館事業の円滑な運営を図るため
記 録 項 目	住所、氏名、電話番号、区名
記 録 範 囲	公民館役員
記録情報の収集方法	本人からの提出書類
要配慮個人情報の有無	□ 有 ■ 無
記録情報の経常的提供先	
開示請求等を受理する組織の名称及び所	課所名 教育委員会
在地	所在地 塩尻市大門七番町3番3号
	根拠法令
訂正及び利用停止に関する他の法律又は これに基づく命令の規定による特別の手 続等	内容
個人情報ファイルの種別	□ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) ■ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
(電算処理ファイルである場合)	
政令第21号第7号に該当するファイル □ 有□ 無	
個人情報によって識別される特定の個人(本人)の数 □ 1,000人以上 1,000人 1,000人未満	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	□該当 ☑非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	-
行政機関等匿名加工情報の概要	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	-
備考	-

個人情報ファイルの名称	高出地区子ども育成連絡協議会役員名簿
行 政 機 関 等 の 名 称	教育委員会
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	高出公民館
個人情報ファイルの利用目的	子ども育成会事業の円滑な運営を図るため
記 録 項 目	住所、氏名、電話番号、区名
記 録 範 囲	子ども育成会役員
記録情報の収集方法	本人からの提出書類
要配慮個人情報の有無	□ 有 ■ 無
記録情報の経常的提供先	
関ニ注む飲む。 四田子 ス知嫌の夕新及び訴	課所名 教育委員会
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	所在地 塩尻市大門七番町3番3号
	根拠法令
訂正及び利用停止に関する他の法律又は これに基づく命令の規定による特別の手 続等	内容
個人情報ファイルの種別	□ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) ■ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
(電算処理ファイルである場合)	
政令第21号第7号に該当するファイ	・ル 有 □ 無
個人情報によって識別される特定の個人(本人)の数 □ 1,000人以上 □ 1,000人末満	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	□該当 ☑非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	-
行政機関等匿名加工情報の概要	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	-
備考	-

個人情報ファイルの名称	大門公民館管理運営事務	
行 政 機 関 等 の 名 称	教育委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務を つかさどる組織の名称	大門公民館	
個人情報ファイルの利用目的	大門公民館事業の円滑な運営を図るため	
記 録 項 目	1氏名、2住所・電話番号	
記 録 範 囲	分館長、分館主事	
記録情報の収集方法	本人、または分館長からの提出書類	
要配慮個人情報の有無	□ 有 ☑ 無	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所	課所名 教育委員会	
在地	所在地 塩尻市大門七番町3番3号	
	根拠法令	
訂正及び利用停止に関する他の法律又は これに基づく命令の規定による特別の手 続等	内容	
個人情報ファイルの種別	□ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) ☑ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
(電算処理ファイルである場合)		
政令第21号第7号に該当するファイル □ 有 □ 無		
個人情報によって識別される特定の個人(本人)の数 □ 1,000人以上 □ 1,000人以上 □ 1,000人未満		
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	□該当 ☑非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	-	
備考	-	

個人情報ファイルの名称	大門公民館	運営審議会事務
行政機関等の名称	教育委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務を つ か さ ど る 組 織 の 名 称	大門公民館	
個人情報ファイルの利用目的	大門公民館 るため	運営審議会事務の円滑な運営を図
記 録 項 目	1氏名、2	住所・電話番号
記 録 範 囲	大門公民館	運営審議会委員
記録情報の収集方法	本人からの	提出書類
要配慮個人情報の有無	□有	Z 無
記録情報の経常的提供先		
関示詩 東京	課所名	教育委員会
開示請求等を受理する組織の名称及び所 在地	所在地	塩尻市大門七番町3番3号
	根拠法令	
訂正及び利用停止に関する他の法律又は これに基づく命令の規定による特別の手 続等	内容	
個人情報ファイルの種別		□ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) ☑ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
(電算処理ファイルである場合)		
政令第21号第7号に該当するファイ	ル	□ 有 □ 無
個人情報によって識別される特定の個人(ス	本人)の数	□ 1,000人以上 ☑ 1,000人未満
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	□該当 ☑非該当	·
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	-	
備考	-	

個人情報ファイルの名称	大門地区こども会育成連絡協議会
行 政 機 関 等 の 名 称	教育委員会
個人情報ファイルが利用に供される事務を つかさどる組織の名称	大門公民館
個人情報ファイルの利用目的	大門地区子ども会育成連絡協議会事業の円滑 な運営を図るため
記録項目	1氏名、2住所・電話番号
記 録 範 囲	大門地区子ども会育成連絡協議会役員・理事
記録情報の収集方法	本人からの提出書類
要配慮個人情報の有無	□ 有 □ 無
記録情報の経常的提供先	
開示請求等を受理する組織の名称及び所	課所名 教育委員会
在地	所在地 塩尻市大門七番町3番3号
	根拠法令
訂正及び利用停止に関する他の法律又は これに基づく命令の規定による特別の手 続等	内容
個人情報ファイルの種別	□ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) ☑ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
(電算処理ファイルである場合)	
政令第21号第7号に該当するファイル □ 有□ 無	
個人情報によって識別される特定の個人(本人)の数 □ 1,000人以上 ☑ 1,000人末満	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	□該当 ☑非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	-
行政機関等匿名加工情報の概要	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	-
備考	-